

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準に関するフォローアップ会議
(第7回)

■日 時 2024(令和6)年10月18日(金) 13:30~15:30

■場 所 WEB 会議形式

1. 開会

2. 挨拶 国土交通省

3. 委員紹介

以下の資料について事務局より説明

➤ 資料1 委員名簿

4. 座長挨拶

- ・ 皆さん、こんにちは。東洋大学の高橋儀平です。第7回のフォローアップ会議となりました。
- ・ 前回の第6回が今年の2月だったと思いますので、しばらく間があきました。第6回の会議でも、皆さま方からたくさんのご意見を頂きました。高齢者、あるいは障害者の皆さんのニーズをすべて満たしていくような建築がどこまで可能なのかどうか、毎回悩まされながらこの進行を務めているところです。できる限り、設計者の皆さん、あるいは建築主の皆さんにしっかりと国土交通省として届けられる建築設計標準にしていかなければいけないと考えています。
- ・ 今日に限られた時間になりますが、皆さま、どうぞよろしくお願いします。

5. 議事

(1) 国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組(資料2)

以下の資料について事務局より説明

➤ 資料2 国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ご説明、ありがとうございました。それでは、議事(1)の住宅局におけるバリアフリーの取組について、ご意見等を頂きたいと思います。

【DPI日本会議 佐藤委員】

- ・ 1点、お願いがあります。住宅のガイドライン、ハンドブックをつくって頂きまして、ありがとうございました。これまで車椅子使用者を想定した住宅のバリアフリーガイドラインというものなかったので、これをつくって頂いたのはとても意義のあることだと思います。ただ、これをつくったときには、できるだけ賃貸住宅で所得の低い一般的な障害者も利用できるものを想定しており、かなり狭い単身用の住宅でも反映してもらえるような基準としてつくりました。そのため、対象者は単身で生活することができると書いてありますが、こ

れとともに、より広い部屋向けのガイドラインというものもぜひつくって頂きたいと思います。介助者が必要な人、より広い部屋でこういうものがあつたほうがよいというもの、そちらもつくっておく必要があると思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 住宅の設計ハンドブックについてのご意見を頂きました。通しページ、30の最初にも書かれているように、障害者基本法の改正、あるいは権利条約の批准を踏まえて、我が国の政府に、国連の障害者権利委員会から様々な勧告が出されており、その中の1つに住まいの問題がありました。そういうことが重要なきっかけになって、このハンドブックがつくられたと聞いています。

【全国精神保健福祉法会連合会 小幡委員】

- ・ 最後の議題に関わることですが、通しページ、27の当事者のガイドラインに関わることで発言させて頂きます。当事者参画については、この方向性で大丈夫と思いますが、ガイドラインの中で示して頂くときに、障害をお持ちの方はもちろんのことながら、その方の代理的発言をする知的・精神・また重度身体障害者の家族も当事者特性の中に含まれているということが伝わるような工夫をして頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 障害の方々によっては、家族、一緒に様々な活動している人たちの発言ということもあり得ると思いますので、そちらを含めて遠慮なくご意見を頂ければと思います。

(2) 建築設計標準改正に向けたアンケート調査（概要）について（資料3）

以下の資料について事務局より説明

- 資料3 建築設計標準改正に向けたアンケート調査結果（概要）

(3) 建築設計標準 主な改正内容（案）について（資料4）

以下の資料について事務局より説明

- 資料4 建築設計標準 主な改正内容（案）について

【東洋大学 高橋座長】

- ・ それでは、皆さま方に頂いた建築設計標準改正に向けたアンケート調査結果と建築設計標準の改正の骨子についてのご意見を頂きたいと思います。
- ・ アンケート調査結果については、今日の提示されたものは、全体に関わることというよりも、むしろこれまでの内容にあまり含まれていなかったような部分を中心として挙げているものだと思います。これがそのまま載るということではなくて、もう少し検討が必要だということも含まれていますし、あるいは他の対応をしたほうがよいという場合もあるかもしれませんので、さらにこの場でも協議を進めていきたいと思います。
- ・ 前回（第6回）のときも、全体に関わるような、例えば建築の計画、平面計画、動線計画に関わるような根本的なご意見等も頂いています。特に第1章の部分に関わるころだと思いますが、そういうことについても、ここでは紹介しきれておりませんので、ご容赦頂ければと思います。また、性的マイノリティーの問題などについても、ご意見としては受けており

ますが、この資料からは外れていたと思います。そのあたり含めて今後議論の対象になっていくと認識しております。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ・ 1点目は、建築設計標準骨子についてです。ICTを利用した設備面のことを盛り込んで頂くことには賛成しますが、最近のICTを利用したものにはタッチパネルを利用したものが大変増えてきています。そういったものには、視覚障害者が利用できないものがたくさんありますので、それを補うような記載をお願いしたいと思います。例えば視覚障害者も利用できるような表示の拡大、音声ガイドによるサポート、あるいはそれが機器で整備できない場合は人的なサポートもといったニュアンスのことも含めて記載をして頂きたいです。
- ・ 2点目は、当事者参画のガイドラインにも関係しますが、当事者参画のプロセスについて、ぜひ参加をし、その後にチェックをするという記載があったと思います。チェックもさることながら、当事者から意見を聞きっぱなしで全くそれが反映されてないという事例が最近出てきています。意見を聞いて、もし反映されないのであれば、その説明等も丁寧に行う、いわゆる建設的な対話が必要という記載をぜひお願いしたいと思います。
- ・ 3点目は、残念事例についてです。今申しました事例は、今年の5月から都内に新しくできた区役所なのですが、視覚障害者も参加して意見を聞いたのにも関わらず、全くそれが反映されておらず、説明もされなかったという事例です。案内設備もしかり、施設に入る誘導設備もそうですし、あらゆるところで、なかなか納得しがたいものがたくさんあります。そういった事例もご紹介頂ければと思います。

【PADM（遠位型ミオパチー患者会） 織田委員】

- ・ 今回初めて参加させていただきます。私は大型車椅子を利用しており、進行性の病気で重度障害者です。また難病患者として発言できればと思います。
- ・ 1点目は、レストラン、小規模店舗等についてです。2,000㎡以上の特別特定建築物として大型の商業ビルの出入口には段差がないと思いますが、テナントとして入っている飲食店等にはいまだ出入口に段差がたくさんあります。各店舗は2,000㎡なくても、特別特定建築物内にある場合は各店舗も段差なしを義務付けて頂けないかと考えております。
- ・ 2点目は、背もたれについてです。トイレの背もたれがないと用を足せない方がたくさんいますが、背もたれが必要ですという義務付けが建築設計標準等でまだ明記されていないと思っています。そちらのほうも対応して頂ければと思います。
- ・ 3点目は、感覚過敏の方向けの施策についてです。現在「カームダウンルーム」、「センサリールーム」、「スヌーズレン」など、いろいろな呼び方をされています。調光や防音とかいろいろ必要になる内容を強化していくために、労働基準監督署、厚生労働省の方で対応している休憩室の義務付けの中で、感覚過敏の方向けの休憩室として落ちつけるカームダウンルームのような対応が可能なのではないかと考えております。そこを厚生労働省と一緒にやっていくのはどうかというところです。また「スヌーズレン」の対応は、小学校や特別支援学校等で取組みが文科省でかなりたくさんされていると思いますので、スヌーズレンの事例や有効性等を次の会議等でご意見頂く、プレゼンして頂くのはどうかと考えておりました。
- ・ 最後に、最近バルセロナで、イギリス発祥のChanging Placesという、トイレがとても充実されているものを視察してきました。日本ではトイレのリフトの導入が進んでおらず、ある限

られた市役所等で導入が進んでいると思います。ドバイ万博に私どもが参加したときにはリフトの導入もかなり対応されていましたが、日本での車椅子使用者用トイレのリフトについては世界的に見てもかなり遅れていると感じています。リフトの導入のことについても検討して頂けないかと思いました。

【全国老人クラブ連合会 大藪委員】

- ・ 初めて参加します。駐車場の車止めについて、わかりやすく色などをつけて頂くような検討をお願いしたい。高齢者の場合、だんだん年取ってくると、個人差はありますが色の見分けづらさというのが出てきます。車止めが地面やアスファルトと同色だったりすると、その境がわかりにくいので、車止めにつまずいたり転んだりということになるわけです。縁石も同じです。近所のコンビニでは、転ぶということがあってから車止めに色をつけてくれて、そうしたらよくわかるようになったということがありました。その点、ご検討頂ければと思います。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- ・ 通しページ、40の「劇場、競技場等の客席・観覧席に関する主な意見」の「部品・設備」等について、追加のご提案です。電動車椅子等の充電のためのコンセントの設置というのはとてもよいことだと思います。それに加えて、今、ICTツール、スマホ等の充電設備、そういった設備についても追加で入れて頂きたいと思います。海外の状況として、私は今年の9月のパリの2024のパラリンピックに行ったのですが、車椅子テニス会場のローラン・ギャロスのセンターコートのフィリップ・シャトリエの車椅子席には、充電設備とUSBの端子がついていました。今回のパリは、すべてスマホ等のいわゆるアプリケーションの中でのチケットイングになっていますので、スマホがないと会場の中にも入れないという状況でした。日本では特にそういう充電設備があるところは見ることがないのですが、このようにICTツールを使ったチケットイングになってくることを想定すると、ICTのツールの充電設備は、今後必要ではないかと思います。

【日本建築士事務所協会連合会 古田委員】

- ・ 今回から参加させていただきます。
- ・ 1点目は、通しページ、43の一番下のエスカレーターへの誘導についてです。建物の用途によっては適してないものもあるのではないかと感じております。例えば劇場、アリーナ、スタジアムなど、イベントが終わるとともに大量の人間が帰って行く、動く場合においては、将棋倒し等の危険性をはらむ可能性があると思います。そのため、建物用途の適正も含めて、このコメント、アンケートの採用をご検討頂ければと思います。
- ・ もう一点は、通しページ、49の2-11の「劇場、競技場等の……」の一番下に「楽屋・控室等」が入っているのですが、これは厳密には観覧席とは違う場所ではないかと思いますので、建物全般の各室における配慮等のカテゴリーに移動したほうが把握しやすいと思います。

【DPI日本会議 佐藤委員】

- ・ 通しページ、40の「部品・設備」について、「ドリンクホルダー」と「テーブル」もぜひ加えて頂きたいと思います。東京ドームが改修して車椅子席にテーブルがついたのですが、これは高さも変えられるもので、非常に使いやすいと思っています。
- ・ ドリンクホルダーは、国立競技場は真ん中にセットしました。それは右ききの人、左ききの

人、どちらもしやすいようにということだったのですが、真ん中にあると邪魔で使いにくいという指摘も結構ありました。そういうのも含めて検討して載せて頂きたいと思います。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- ・ 通しページ44にある「カームダウンスペース」、「センサリールーム」は、安心・安全で休息が必要な場合、避難時の際に利用するものです。一方の障害の方には非常によい環境が、例えば感覚の過敏性のある発達障害の方にとっては非常に刺激が強過ぎるという場合もありますので、こういったところの環境整備については十分ご議論をお願いしたいと思います。
- ・ もう一点は、サイトラインについてです。医療的ケア児とか、いわゆる子どもの障害者の方は、車椅子であったり、様々なバギーであったりするのですが、子どもさんと一緒に公的なところでの鑑賞、観劇を考えている親御さんのニーズが多くあります。大人の視点というだけではなく、子どもの障害というところも視野に入れた配慮・対応があると非常によろしいのではないかと思います。

【全日本ろうあ連盟 大竹委員】

- ・ 1点目は、2. 11 劇場の観覧席についての意見として、音声又はモニターによる情報提供が望ましいということが記載されています。これは新しく建築されるものや改築されるものについて書かれていると思います。10年くらい前に、私はこのような会議で意見を言ったことがあるのは、トイレの個室を聞こえない人が利用しているときに、万一、火災発生等の緊急時がおきた場合、普通はアナウンスがあります。廊下であるとか、また誰かがたくさん見ている場合であれば文字での情報提供があると思うのですが、個室ではそういったことが一切ありません。何もわからないまま長くそこにいる場合があります。そうするとトイレから出たらもう手遅れということもあります。こういうことでは困りますのでお話をさせて頂きました。「必須とされるような文章表現とすべき」との見直しに対する意見が書かれています。見直しにあたり、修正があったかどうかの確認をしたいと思います。
- ・ 2点目は、バリアフリー法には学校も対象に入っていると思います。特別支援学校についても書かれているとお聞きできない子どもが通っている学校もあれば、地域の一般の小中学校・高校に通っている聞こえない児童生徒もたくさんいます。特別支援学校を対象にするだけではなくて、一般の小中高、そういったところにも聞こえない子が通っているということも考慮すべきであると思います。特別聴覚支援学校の中には聞こえない教師もいます。一般校でもそういった聴覚障害の職員がいるところもあります。特別支援学校、一般校関係なく情報提供が必要であると思います。
- ・ 3点目として、確かにICT技術が発達して非常によい面もあります。3年～5年に1回、建築設計標準の見直しがされるだろうと思いますが、ICTの機器等については1年1年変更され新しいものが出てきます。建築設計者はそういった情報にアクセスできるような仕組みをつくって頂きたいです。今の建築設計標準は、国交省のホームページでよい事例などがアップされています。設計を担当される方に、紙による資料だけでなく、ホームページ等にて情報提供される仕組み、このようなことは他の場面でも同じだと思いますので、よろしくお願いします。

【日本建築家協会 村山委員】

- ・ こちらの会議には今日から参加させて頂いています。通しページ 40の車椅子使用者用客席

の割合、位置に関して、劇場等、映画館、公会堂が対象と思いますが、学校の階段教室や講堂、そういったものが審査のときに漏れるのではないかという危惧を感じました。10年以上前に大学の講堂を設計したときに、車椅子席を500席の中で3席ぐらい設けましたが、当時は、何で必要なのだという議論がまだありました。車椅子のお子さんや学生さんはいらっしゃると思いますので、そういったところが漏れないような「学校等の講堂、階段教室を含む」ということがどこかに記載されるとよいと思います。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- ・ 1点目は、駐車場について、そろそろ全国統一の駐車許可証を発行することを考えて頂きたいという提案です。私たちは、全国統一のものとして、警察が発行している駐車禁止指定除外車標章を持っており、例えば羽田空港の駐車場では必ずそれをダッシュボードに置いてくださいということで駐車しています。そういう特別な障害者用の駐車区画に止めるときに掲示する駐車許可証を発行して頂くことで、障害者がきちんと停めていますよということがはっきりわかるような全国統一のシステムを考えて頂きたいというのが1点目です。
- ・ 2点目は、車椅子だと小規模店舗を利用できないところが非常に多いです。先ほど指摘があったように、2,000㎡以上の特別特定建築物に対する基準をもう少し厳格化して、大型商業施設の中のテナントは必ずバリアフリーになるようにして頂いてもよいのではないかと思います。

【国交省 藤原】

- ・ 皆さまご意見をありがとうございます。大変多くの宿題を頂いたなという感想です。先ほど事務局のほうから、今後のスケジュールについてご説明をしましたように、来年の2月に次のフォローアップ会議を予定しており、今日のご意見を踏まえて、事務局内でしっかりと議論させて頂きます。場合によっては皆さま方に再度、これはどういったことでしたかというお話しをお伺いするかもしれませんが、まず、しっかり議論させて頂いて、なるべく皆さまの意見が反映されるような形で進めていきたいと思っています。

（４）当事者参画ガイドライン（仮称）の構成について（資料５）

以下の資料について事務局より説明

- 資料5 資料5 当事者参画ガイドライン（仮称）の構成について

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 今日の段階では、当事者参画ガイドライン（仮称）の構成イメージのみの説明になりますが、この後、皆さま方からのご意見を頂ければと思います。
- ・ 今、説明がありましたように、幾つかの地方公共団体を中心にして、当事者参画のハンドブックやガイドラインができつつあります。そういう先行事例も含めて検討しながら国土交通省住宅局として建築設計標準の一部に組み込むというイメージを持っていると思います。
- ・ 当事者参画ガイドラインを建築設計標準の一部として組み込むのはとても大事なポイントですが、実際にそれぞれの事業体、あるいは事業主、設計者がどのように活用するのが良いかというあたりも含めてご意見ございましたらお願いします。

【DPI日本会議 佐藤委員】

- ・ まず当事者参画のガイドラインについて、これは大変すばらしい取組で大歓迎ですのでぜひつくって頂きたいと思います。お願いしたいのは、全体の流れの中で各段階、できるだけ早いところから当事者参画するようにといいことを言って頂きましたが、要求水準にも触れて頂きたいと思います。入札する要件に、これとこれが入っているとよりよいということも触れて頂けるとよいと思いました。国立競技場のときは3つ大事なポイントが入っていました。1つはユニバーサルデザインで設計すること、Tokyo 2020アクセシビリティガイドラインを遵守すること、ユニバーサルデザインワークショップをやること、この3つが入札の要件で入っていたので、結果的にとてもよくなったと思います。当事者が参画するだけではよいものになりきれない場合がありますので、こういった仕組みもぜひ触れて頂きたいと思います。また事例の紹介では、ぜひ国立競技場のUDワークショップを紹介して頂きたいと思います。
- ・ 次は特別特定建築物についてです。先ほどの指摘と全く同じ意見です。建物全体は義務の基準があるのだけれども、その中に入っているテナントはバリアフリーの義務がないことで、結果的に飲食店等の入口に段差があったり、椅子が全部固定で車椅子が入れなかったりというものがたくさんあります。非常にいびつな構造だと思います。義務基準があるのにお店の中はない。これはテナントが入れかわったときに規制が難しいということですが、ぜひともこれは検討して頂きたいと思います。
- ・ 最後に、私たちの団体の中に聴覚障害のメンバーがいるのですが、彼からぜひ言ってほしいと言われたのは、特別特定建築物に関しては、字幕とか手話対応を義務化するということを検討して頂きたいということです。

【全国手をつなぐ育成会 大谷委員】

- ・ 当事者参画ガイドラインについて、実は昨年、市の新しい体育館ができました。少し前に見学に行ったのですが、非常に使い勝手の悪いものができていました。その体育館ができるときには、私たちのほうは一切参加してなく、出来上がったものについて初めて見させて頂いたということです。確かにきれいな体育館なのですが、あまりにもガラス張りにしすぎて、入口がわからない、中の行き方がわからない。2階部分が体育館スペースなのですが、エレベーターがとても小さくて車椅子と一人入ったらという程度のものでした。11月に会のほうで催しがあるので見学に行ったところびっくりしたという状況です。
- ・ 確かに一般の方から見ればきれいな体育館で、ガラス張りだし、とてもよいのですが、ちょっと視力が弱かったりするとガラスが確認しづらいです。公的機関なので、障害のある方たちの意見を聞く段階がなかったのか、他の団体には聞いていたのかはわかりませんが、残念な状況でした。もうできてしまっているのどうしようもない状況です。参加するということは大事なことであって、ちょっとした配慮で使いやすくなると思うので、ぜひとも、公的機関の設計の中では取り入れてほしいと思います。
- ・ 少し気になっていることとして、屋根部分の交差、雨が当たる部分の事例が出ておりました。建築基準法で平米数の問題などがあり、建物と少し空間をあけるということになっているかとは思いますが、少し空間があいていると、そこから雨が落ちてくることになります。くっつけてしまうと1つの建物として平米数が増えるということがあるとは思いますが、使う方としてこの辺の方法をもう少し考えてほしいと思います。
- ・ 障害のある子どもさんをお持ちのお母さん方からの要望で、地域でもお願いしたりもしてい

るのは、多目的トイレです。障害のある子どもさん、知的に障害がある場合は一緒にそのトイレに連れて入らないとだめということがあって、一人だけ置いていくということはできない。そうすると自動式の鍵はボタンで施錠できるようになっていますが、使用中に多目的トイレの内側から子どもさんがボタンを押してあけてしまうという事例がちょこちょこあるとお母さん方から聞いております。必要に応じて、ボタンかなにかで電源を一時的に落とすとか、上に簡単なロックがつくとか、何らかに対応ができないかと思います。

- ・ ピクトグラム・表示については、ぜひともある程度統一的な、オリンピックで使用されたような形でして頂ければと思います。

【東洋大学 菅原委員】

- ・ 全体の当事者参画ガイドラインの構成イメージについては主要なポイントが概ね押えられていると思います。「4. プロセス」の最後の「効果検証」について、何か具体的なイメージ、ないしは大まかなイメージでもよいのですが、現時点でどんなことが書けそうか、ご回答頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

【国交省 藤原】

- ・ ありがとうございます。そこまで具体的なことはイメージできてない部分があるのですが、「効果検証」は各段階における実施内容の部分とも大きく関わってくると思います。各段階でこういうやり方でやったことで実際に効果が上がったのかについてしっかり検証していこうということが書けないかと思っています。また、先生にもご相談させて頂きながら検討したいと思います。全体を通じて効果が上がったのかについて把握するには、実際にある施設をお使いの方々にアンケートをとるなど何らかの方法でその満足度をはかって、当事者参画のやり方がよかったのかを検証することなどが考えられると思います。

【東洋大学 菅原委員】

- ・ わかりました。先ほどの意見にもありましたが、意見を伝えたはずなのにうまく伝わってなかった、どうも忘れられてしまったみたいなことがあって、せっかく当事者参画の場を設けてもうまく機能していなかったということがあると思います。設計ないしは竣工までの段階で当事者参画の重要性は概ねここで網羅できると思うのですが、竣工後に、実際にそれで使いやすいのかどうか、そういう効果検証なのかと私は捉えていました。今後の議論になると思いますので、具体的な論点については、私の中でも整理できればよいと思います。

【国交省 藤原】

- ・ 使いやすさの検証については、恐らくこのプロセスの実施内容で実際に建物が出来上がった後の段階の部分で書くのではないかと思います。
- ・ 今日の議論を聞いていて、頂いた意見へのフィードバックも「3. 基本原則」の中に盛り込むのがよいと思いました。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 今の「効果検証」については、設計過程の議論がどの程度~~に~~実現したのか、実現しなかったのかといったようなことと、そのことが利用の改善にどう繋がっていくのかどうかということなどもあると思います。また大事なものは、それに関わった当事者の方々、あるいは設計者や事業者がどんなふうに意識が変化したのか、さらに継承されていくのか、そういうことかと思うので、少し幅広く、今のご意見も含めて検討させて頂ければと思います。

【日本女子大学 佐藤委員】

- ・ 当事者参画のガイドラインについて、国がこういうものをつくるということに関しては非常に大きな意義があると思っています。構成を見ても、今、現状考えられる建設プロセスの中でどういう参画があり得るのか、まずはメニューを揃えましょうということだと思います。
- ・ その上で、私自身気になっているのは、あまりハードルが高い感じでつくってしまうと、事業者あるいは設計者が二の足を踏んでしまう、そうならないように構成する必要があるだろうということです。せっかくこういうガイドラインがあるのに、それをつくったが上に、こんなことはできないよね、と思われると逆効果になるのではと思っています。
- ・ そういう意味で言うと、「5. 普及促進」、あるいは「7. おわりに 今後の展開」のところにも関わってくるとは思うのですが、国家プロジェクトのような国立競技場や大規模な空港というようなレベルと、生活関連施設にあるような生活に密着したような公共施設では、参画の形、できるところ、できないところが違ってくると思いますので、適用範囲についても意識しながら構成する必要があるのではないかと。
- ・ 将来的には何かしらの形で義務化できればよいなと思っていますが、その前段階として、何かしらのインセンティブ、例えば誘導基準に従った計画認定のレベルであれば、このガイドラインに従って実施すればインセンティブを与えるというような仕組みも今後検討していくと普及していくのではないかと思います。

【日本建築家協会 村山委員】

- ・ この取組は建築主や設計者にとっても非常によいと考えております。大きなメリットとしては、建築主、設計者も、わざとやりたくないというわけではなくて、恐らく育った環境から今まで、学校の環境など周辺に障害者の方があまりいない環境でずっと育ってきて、実際当事者に対してどうすればよいのかというのがわからない、というのが多くの正直なところなのではないか。これに対して、こういったことができるようになれば、スパイラルアップで、設計をするたびにどんどん知識が増えていく。建築主もこういったことを用意すればよいかがわかってくる。それが将来、新たな商品開発につながったり、そこからまた新たな設計基準ができてきたり、これは未知数の将来性が感じられると、これを見ていて思いました。
- ・ ただ、建築設計事務所側として、これはやるべきだとは思いますが、これをスピード感持って進めるには、例えば東京ですと、こういった団体の方々を招集したり紹介頂いたりということはできるのかもしれないのですが、地方において、なかなかそれに参加して下さる方が見つからないとか、どこに問い合わせたらよいかわからないというのが実際問題起こってくるのではないかと。そうするとガイドラインがあってもなかなか利用されづらいことになってしまうのではないかと危惧します。
- ・ 日本全国で常にある一定規模の建築設計が動いていますので、相当数の当事者が必要になってくると考えられます。そこに対応できるような、紹介をして下さるところとか、あるいはある一定のバランスで人数のいる団体さんに依頼するとか、将来は認定機関とか、そういったことがいずれ出来上がっていくと、スムーズに流れていくと思います。

【建築研究所 布田委員】

- ・ ガイドライン、とてもよいものができそうな予感がしております。本として1冊まとめるのはすごく大切なことですが、その一方でみんなが使うということを考えますと、例えば初め

から終わりまでという中で、どういうことを要点としてチェックすればよいのか、チェックリスト的な現場で使えるようなものがうまく入ってくるとよいと思います。

- ・ 戻りますが、通しページ、43の敷地内通路の部分で、いわゆるスロープ車路の部分があります。車路は、75cmの高さごとに1.5mの踊り場を設けることと書いてあります。これは基本的には上るときに車椅子の方が疲れたときに休息をそこでとるということだと思いますが、避難などで下りの場合も十分考えられると思います。数値を明記するかどうかは別として、1.5mの踊り場だと75cmの高さから下りるとかなり危険なことが起こり得るので、そういうことに対して「配慮すること」という一筆あるとよいと思いました。

【PADM（遠位型ミオパチー患者会） 織田委員】

- ・ ガイドラインについて発言させていただきます。私は当事者なので当事者として発言させていただきますのですが、設計者と当事者という対比するものではなくて、パートナーとして進めることがどうすれば可能なのか。それがインクルージョナルな取組になるのではないかと考えています。そのためには当事者の育成もとても必要で、勉強会や講習会など当事者の育成の必要性をガイドブックに書いて頂ければよいと思います。設計者向けのガイドラインということですが、当事者・障害者側でもリードして、ユーザーの普及、建築規制、取組方法の勉強をやっていかなければ適切な助言がとても難しいと思って見ておりましたので、触れて頂ければと思いました。
- ・ 戻りますが、小規模店舗について、先ほどの発言への同意をいただき、ありがとうございます。本来、目指すべきところは、特別特定建築物ではなくて、小規模店舗であっても車椅子とかベビーカーとか、みんなが入りやすくなるような建築物を増やしていくことが、最終的なこれから目指すべきゴールなのかなと思っています。小規模店舗の出入口の段差はなくしていく方向の前段階として、大きなショッピングモールの中のテナントの段差をなくすところから取り組んで頂きたいと思います。群馬県のほうで今取り組んでいる事例があるのですが、小規模店舗で簡易スロープを無料で設置してくださいということに対しても、すごく嫌がられてしまうような状況なので、まずは大きなところから取り組んで頂きたい、そこが課題かと思っています。

【全国公立文化施設協会 間瀬委員】

- ・ 1点目は、このガイドラインで私一番注視しているところは「施設管理者への引継ぎ」というところです。施設管理者プラス運営者に対して引き継ぎが必要ではないだろうかと思えます。大多数の公立の文化施設は指定管理者制度を導入するところが大変多いので、設置者がわかっている、運営者は全然知らないということがあり得ると思います。
- ・ もう一点は、日本全体に超高齢化社会になっております。地域の文化施設は、すべての段階で障害を持っている方も高齢者も恩恵が受けられなくてははいけない。今回の法律の改正等々でいくと、既存の施設については、その先になってしまいますので、私としてはこの引き継ぎ中の運営マニュアルは、何らかの形で既存の施設にも周知できるようなマニュアルになっていくとよいと思います。
- ・ 最後に1点、当事者の方に設計の段階でのご参加をということについて、私も何件かの新設の劇場の企画、基本構想から参加をさせて頂いたのですが、幸運にもすべてに障害のある方のご参加を頂いておりました。先ほどご質問がありましたが、障害をお持ちの方は多様です

ので、もし研修が必要だとすれば、聴覚障害、身体障害、その他の多くの障害について、まずは認識をされてご参加頂ければよいと思います。どちらにしてもこのガイドラインについては、公共施設をつくる上でのルールになるように、作成及びその周知、研修等が進められることを私は期待しております。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 運営マニュアルの重要性について、ご指摘のとおりです。公共施設整備のルールになるようなものということ、当然ですが、参画する当事者の方々同士の対話も非常に重要な部分だと思います。
- ・ 皆様から、たくさんのご指摘をいただきました。ありがとうございました。ただ時間の関係で設計標準に関わる個々のご意見やアンケートに対してに十分な議論ができていません。事務局と相談させて頂きまして、次のフォローアップ会議につなげていければと思います。
- ・ 当事者参画ガイドラインの構成については概ね賛同を頂いたかと思います。大事なのはガイドラインどまりではまずいので、事業者、設計者、施工者に上手く理解してもらい利用していただかなくては作成の意味がありません。本当に利用していただけるようなガイドライン、ガイドライン作成後の運用展開も含めた議論を今後に期待したいと思います。
- ・ それでは、大変申し訳ないのですが、時間になりましたので、第7回のフォローアップ会議を終了させて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

6. 閉会

以上